

会津若松市立学校における学習用タブレット端末貸与規程

(令和3年6月18日決裁)

(令和5年2月13日決裁)

(趣旨)

第1条 この規程は、会津若松市が会津若松市立学校（以下「学校」という。）に配置した学習用タブレット端末の貸与及びその利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 学習用タブレット端末は、学校の教育課程に則り、効果的な教育活動を進め、学習内容の定着及び学力の向上に資することを目的として利用する。

(貸与物品)

第3条 この規程により貸与を行う物品は、学習用タブレット本体及びその付属品（以下「学習用タブレット」という。）とする。

(貸与対象者)

第4条 学習用タブレットの貸与を受け、それを利用することができる者は、学校に在籍する児童生徒及び教職員とする。

(貸与期間)

第5条 学習用タブレットの貸与期間は、第10条の規定により貸与を受けた日から、貸与を受けた者（以下「利用者」という。）の在籍する学校の校長（以下「校長」という。）が定める日（以下「貸与期間終了日」という。）までとする。

(貸与に係る費用)

第6条 学習用タブレットは、無償で貸与するものとする。

(管理)

第7条 会津若松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、学習用タブレットの貸与状況を常に明らかにするために、校長に学習用タブレット等貸与管理台帳（第1号様式。以下「管理台帳」という。）を作成させるものとし、利用者の在籍する学校に備えるものとする。

2 学習用タブレットの管理責任者は、校長とする。

3 管理責任者は、学校において、学習用タブレットの適正な管理業務を行わせるための情報管理者を指名し、管理業務を行わせることができる。

4 教育委員会は、会津若松市情報セキュリティポリシー第2章8.2約款による外部サービスの利用として、「Google Workspace for Education」を利用するものとする。このほかにも、必要に応じて購入や実証等で導入するサービスも利用できるものとする。

(管理責任者の責務)

第8条 管理責任者は、すべての学習用タブレットが常に最良の状態で見られるよう、適正に管理しなければならない。

2 管理責任者は、貸与状況に変更が生じたときは、管理台帳に記載するとともに、教育委員会に

報告するものとする。

- 3 管理責任者は、学習用タブレットの利用が適正に行われるために、利用状況を把握し、必要に応じ、利用者に対する指導、助言を行う。
- 4 管理責任者は、次の各号に該当する場合は、事前に学習用タブレットアプリ等使用申請書（第2号様式）を提出し、教育委員会の許可を得て必要なアプリケーションソフトウェアのインストールを行い、利用者に利用させることができる。
 - (1) 第2条の目的を達成するために有益なものであること。
 - (2) 信頼できるものであること。
 - (3) 有料である場合は、事前に教育委員会と予算について協議済みであること。
- 5 管理責任者は、定期的に学習用タブレットを点検し、不要なデータ等はその都度削除する。
- 6 管理責任者は、学習用タブレットに障害・事故等が発生したときは、速やかに教育委員会に連絡しなければならない。

（保証）

第9条 児童生徒の保護者（親権者又は未成年後見人をいう。）は、児童生徒が学習用タブレットを利用するに当たり、この規程により利用者が負担することとなる債務について、保証しなければならない。

（貸与）

第10条 管理責任者は、児童生徒に学習用タブレットの貸与を行う場合は、学習用タブレット等利用承諾書（第3号様式）を、教職員に当該貸与を行う場合は、学習用タブレット等利用承諾書（第4号様式）を提出するよう、それぞれ求めるものとする。

（貸与物品の変更）

第11条 教育委員会は、必要があると認めるときは、貸与する学習用タブレットを変更することができる。

（貸与物品取扱い）

第12条 利用者は、教育委員会及び管理責任者の指導に従い、細心の注意をもって学習用タブレットを取り扱わなければならない。

- 2 利用者は、学習用タブレットの所有者が教育委員会であることを理解し、その利用を適正に行うとともに、貸与中の毀損、紛失及び盗難等の防止に十分注意し、次の各号による禁止事項を遵守しなければならない。
 - (1) 学習用タブレットを利用者以外の者（利用者を指導する教職員を除く。）に利用させ、又は転貸すること。
 - (2) 学習用タブレットを学校内で利用する場合は、校内に設置された教育系 Wi-Fi その他の信頼できる Wi-Fi 以外のネットワークに接続すること。
 - (3) 学習上必要のない Web サイトを閲覧することや、各種サービスを利用するためのアカウント ID、パスワードを漏洩したり、個人的なメールアドレスやアカウント ID 等を使用したりすること。

- (4) 学習用タブレットに管理責任者の許可なくアプリケーションソフトウェアをインストールしたり、ハードウェア、ソフトウェアの設定変更や不正な制限解除、改造をしたりすること。
- (5) 管理責任者の許可なくソーシャル・ネットワーキング・サービスを利用したり、個人のクレジットカード情報等の個人情報を入力したりすること。
- (6) 学習用タブレットを売却し、担保の設定をし、廃棄し、又は故意に破損すること。
- (7) 学習用タブレットに装飾等を行い、貸与時の状態に戻せないようにすること。
- (8) 学習用タブレットを第2条の目的以外に利用すること。
- (9) 学習用タブレットを利用して第三者に危害を加えること。
- (10) その他教育委員会や学校が別に定める学習用タブレット活用のルール等に反する行為を行うこと。

3 利用者は、教育委員会又は管理責任者から学習用タブレットの管理に当たり必要な指示があった場合は、その指示に従わなければならない。

(遵守及び同意)

第13条 前条に規定するもののほか、利用者は、次に掲げる事項を遵守又は同意して学習用タブレットを利用しなければならない。

- (1) 学校外での教育活動等のために学習用タブレットを校外に持ち出す場合には、利用者は管理責任者の許可を得なければならない。その場合において、利用者は、引率者（教職員等）の指導・管理のもと、適切に利用しなければならない。
- (2) 管理責任者は、利用者が学習用タブレットを貸与された期間に限り、教育委員会又は管理責任者が利用者の学習履歴等を適切に管理するために利用者の氏名及び学習履歴等をクラウドサービス上で管理すること、必要に応じて学習用タブレットのログイン状況や利用履歴（インターネットの利用履歴を含む。）を確認することについて利用者の同意を得るものとする。
- (3) 管理責任者は、利用者が学習用タブレットを利用して作成したデータを原則として学習タブレット内に保存せず、利用者に割り当てられたクラウドサービス上へ保存することについて利用者の同意を得るものとする。

(在籍校以外の場所での経費)

第14条 学習用タブレットの学校以外の場所での利用（充電及び通信）に係る経費は、利用者の負担とする。

(経費及び紛失、盗難等の届出)

第15条 利用者（利用者が児童生徒である場合にあっては、その保護者を含む。以下同じ。）は、学習用タブレットの紛失、盗難又は毀損があったときは、直ちに学習用タブレット等紛失・盗難・毀損届（第5号様式）を教育委員会に提出しなければならない。

2 前項の場合において、紛失、盗難又は毀損の理由が利用者の故意又は第12条から前条までの規定に違反する行為によるものと認められるときは、利用者がその現品若しくは対価により弁償し、又は修繕等の原状復旧に要する費用を負担しなければならない。

(損害賠償)

第 16 条 利用者は、学習用タブレットの利用に当たり、利用者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。

2 学習用タブレットの利用に当たり、利用者の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、市は、その責任を負わないものとする。

(貸与物品の返却)

第 17 条 利用者は、貸与期間終了日までに、学習用タブレットが正常に動作すること及び毀損箇所がないことを管理責任者又は管理責任者が指定する者とともに確認したうえで、管理責任者に返却しなければならない。

2 利用者は、学習用タブレットの返却時に、第 15 条第 2 項に規定する学習用タブレットの毀損が発覚した場合は、利用者の負担において修繕し、又は弁償しなければならない。

3 利用者が、第 1 項に規定する返却日までに学習用タブレットを返却せず、教育委員会からの督促にも応じない場合は、利用者は、学習用タブレットの価額を弁償しなければならない。

(貸与の取消し)

第 18 条 教育委員会は、第 5 条に規定する貸与期間中であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与を取り消すことができる。

(1) 利用者が、貸与された学校に在籍しなくなったとき。

(2) 学習用タブレットの管理運営において特別な事情が生じたとき。

2 利用者は、前項の規定により貸与を取り消されたときは、教育委員会が別に定める日までに、学習用タブレットを返却しなければならない。

3 前条の規定は、第 1 項の規定により貸与を取り消された場合において準用する。

(補則)

第 19 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規程は、決裁の日から施行する。

附 則

この規程は、決裁の日から施行する。

第2号様式（第8条関係）

年 月 日

会津若松市教育委員会
学校教育課長

学習用タブレットアプリ等使用申請書

会津若松市立 学校長

会津若松市立学校における学習用タブレット端末貸与規定第8条により、下記のとおり申請します。

記

1 対象端末	教職員 ・ 児童生徒
2 アプリ等名称 （参考 URL 等）	(URL)
3 アプリの概要	
4 作業希望日	年 月 日 ～ 年 月 日
5 確認事項	第7条第4項（チェック項目） <input type="checkbox"/> （1）第2条の目的を達成するために有益なものであること。 <input type="checkbox"/> （2）信頼できるものであること。 <input type="checkbox"/> （3）有料である場合は、事前に教育委員会と予算について協議済みであること。
6 その他	

(表)

第3号様式 (第10条関係)

年 月 日

管理責任者

学習用タブレット等利用承諾書

在籍学校名 _____ 学校

記入時点学級 _____ 年 組

利用者氏名 _____

会津若松市立学校における学習用タブレット端末貸与規程第10条の規定により、学習用タブレット端末及びその付属品を借用して利用するにあたり、裏面の遵守・同意事項を守ることを誓約し、クラウドの利用に関する事項について同意します。

【保護者記入欄】

私は、利用者の遵守事項を理解し、利用者が負担すべき債務について、利用者と連帯して負担することを保証します。

私は、利用者が学習用タブレットで、Google Workspace for Educationが提供するサービス及びその他教育委員会・学校が指定する教材等を利用するにあたり、ログインのためのアカウントの登録のために氏名を使用し、そのアカウントや授業等で使用・作成する学習履歴等のデータを学校と教育委員会が連携してそれぞれのクラウドサービス上で管理することに同意します。

保護者署名 _____

(裏)

学習用タブレット貸与に係る遵守・同意事項

- 1 利用者は、学習用タブレットの使用方法及び取扱いについて教育委員会及び管理責任者（校長）の指導に従い、細心の注意をもって貸与物品を管理しなければならない。
- 2 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 学習用タブレットを利用者以外の者に利用させ、又は転貸すること。
 - (2) 学習用タブレットを売却し、担保の設定をし、廃棄し、又は故意に破損すること。
 - (3) 学習用タブレットに装飾等を行い、貸与時の状態に戻せないようにすること。
 - (4) 学習用タブレットを教育の目的以外に使用すること。
 - (5) 学習用タブレットを利用して第三者に対して危害を加えること。
 - (6) 学習用タブレットに、管理責任者の許可なくアプリケーション等のソフトウェアをインストールすること。
 - (7) 教育委員会や学校が別に定める学習用タブレットの利用に関するルール等に反する行為を行うこと。
 - (8) その他学習用タブレットの貸与の目的に反すること。
- 3 利用者は、教育委員会又は管理責任者から学習用タブレットの管理運営にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従わなければならない。
- 4 利用者は、次の同意事項に同意すること。
 - (1) 教育委員会又は管理責任者が必要に応じて学習用タブレットのログイン状況や利用履歴（インターネットの利用履歴を含む。）を確認すること。
 - (2) 教育委員会又は管理責任者が利用者の学習履歴等を適切に管理するために、利用者が学校に在籍する期間に限り、氏名及び利用者が作成した情報をクラウド上で管理すること。
- 5 学習用タブレットの在籍校以外の場所での利用（充電及び通信）に係る経費は、利用者の負担とする。
- 6 利用者は、学習用タブレットの紛失・盗難があったとき、又はその責めに帰すべき事由により学習用タブレットが毀損したときは、直ちに学習用タブレット等紛失・盗難・毀損届を教育委員会に提出しなければならない。
- 7 前項の場合において、紛失・盗難・毀損の理由が利用者の故意又は2の規定に違反する行為によるものと認められるときは、利用者がその現品若しくは対価により弁償し、又は修繕等の原状復旧に要する費用を負担しなければならない。
- 8 利用者は、学習用タブレットの利用に当たり、利用者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。
- 9 学習用タブレットの利用に当たり、利用者の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、市は、その責任を負わないものとする。
- 10 貸与期間中、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与を取り消されることがある。
 - (1) 利用者が、貸与された学校に在籍しなくなったとき。
 - (2) 学習用タブレットの管理運営において特別な事情が生じたとき。
- 11 利用者は、貸与期間終了日までに、学習用タブレットを返却しなければならない。
- 12 利用者は、貸与の決定を取り消されたときは、教育委員会が別に定める日までに、学習用タブレットを返却しなければならない。
- 13 返却に際し、利用者の責めに帰すべき事由による学習用タブレットの毀損が発覚した場合は、利用者の負担において修繕又は弁償しなければならない。
- 14 利用者が、学習用タブレットを返却日までに返却せず、教育委員会からの督促にも応じない場合は、利用者は、学習用タブレットの価額を弁償しなければならない。
- 15 利用者の保護者（親権者又は未成年後見人）は、学習用タブレットの貸与に関し利用者が負担すべき債務について保証しなければならない。

(表)

第4号様式(第10条関係)

年 月 日

管理責任者

学習用タブレット等利用承諾書

学校名・職 _____

利用者署名 _____

会津若松市立学校における学習用タブレット端末貸与規程第10条の規定により、学習用タブレット端末及びその付属品を借用して利用するにあたり、裏面の遵守・同意事項を守ることを誓約し、クラウドの利用に関する事項について同意します。

私は、利用者の遵守事項を理解し、利用者が負担すべき債務について負担することを保証します。

私は、利用者が学習用タブレットで、Google Workspace for Educationが提供するサービス及びその他教育委員会・学校が指定する教材等を利用するにあたり、ログインのためのアカウントの登録のために氏名を使用し、そのアカウントや授業等で使用・作成する学習履歴等のデータを学校と教育委員会が連携してそれぞれのクラウドサービス上で管理することに同意します。

(裏)

学習用タブレット貸与に係る遵守・同意事項

- 1 利用者は、学習用タブレットの使用方法及び取扱いについて教育委員会及び管理責任者（校長）の指導に従い、細心の注意をもって貸与物品を管理しなければならない。
- 2 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。
 - (1) 学習用タブレットを利用者以外の者に利用させ、又は転貸すること。
 - (2) 学習用タブレットを売却し、担保の設定をし、廃棄し、又は故意に破損すること。
 - (3) 学習用タブレットに装飾等を行い、貸与時の状態に戻せないようにすること。
 - (4) 学習用タブレットを教育の目的以外に使用すること。
 - (5) 学習用タブレットを利用して第三者に対して危害を加えること。
 - (6) 学習用タブレットに、管理責任者の許可なくアプリケーション等のソフトウェアをインストールすること。
 - (7) 教育委員会や学校が別に定める学習用タブレットの利用に関するルール等に反する行為を行うこと。
 - (8) その他学習用タブレットの貸与の目的に反すること。
- 3 利用者は、教育委員会又は管理責任者から学習用タブレットの管理運営にあたり必要な指示があった場合は、その指示に従わなければならない。
- 4 利用者は、次の同意事項に同意すること。
 - (1) 教育委員会又は管理責任者が必要に応じて学習用タブレットのログイン状況や利用履歴（インターネットの利用履歴を含む。）を確認すること。
 - (2) 教育委員会又は管理責任者が利用者の学習履歴等を適切に管理するために、利用者が学校に在籍する期間に限り、氏名及び利用者が作成した情報をクラウド上で管理すること。
- 5 学習用タブレットの在籍校以外の場所での利用（充電及び通信）に係る経費は、利用者の負担とする。
- 6 利用者は、学習用タブレットの紛失・盗難があったとき、又はその責めに帰すべき事由により学習用タブレットが毀損したときは、直ちに学習用タブレット等紛失・盗難・毀損届を教育委員会に提出しなければならない。
- 7 前項の場合において、紛失・盗難・毀損の理由が利用者の故意又は2の規定に違反する行為によるものと認められるときは、利用者がその現品若しくは対価により弁償し、又は修繕等の原状復旧に要する費用を負担しなければならない。
- 8 利用者は、学習用タブレットの利用に当たり、利用者の責めに帰すべき事由により、市又は第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償する責任を負う。
- 9 学習用タブレットの利用に当たり、利用者の故意又は過失により個人情報の漏えい等の事故が生じた場合は、市は、その責任を負わないものとする。
- 10 貸与期間中、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与を取り消されることがある。
 - (1) 利用者が、貸与された学校に在籍しなくなったとき。
 - (2) 学習用タブレットの管理運営において特別な事情が生じたとき。
- 11 利用者は、貸与期間終了日までに、学習用タブレットを返却しなければならない。
- 12 利用者は、貸与の決定を取り消されたときは、教育委員会が別に定める日までに、学習用タブレットを返却しなければならない。
- 13 返却に際し、利用者の責めに帰すべき事由による学習用タブレットの毀損が発覚した場合は、利用者の負担において修繕又は弁償しなければならない。
- 14 利用者が、学習用タブレットを返却日までに返却せず、教育委員会からの督促にも応じない場合は、利用者は、学習用タブレットの価額を弁償しなければならない。
- 15 利用者の保護者（親権者又は未成年後見人）は、学習用タブレットの貸与に関し利用者が負担すべき債務について保証しなければならない。

第5号様式（第15条関係）

年 月 日

会津若松市教育委員会

学習用タブレット等紛失・盗難・毀損届

在籍学校名 _____ 学校

利用者氏名 _____

(保護者署名) _____

次の貸与物品を 紛失・盗難・毀損 しましたので、会津若松市立学校学習用タブレット端末貸与規程第15条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

区 分 (該当に○)	紛失 ・ 盗難 ・ 毀損
対 象 (該当に○)	学習用タブレット ・ 電源ケーブル その他 ()
端末管理番号	
発生年月日	年 月 日
理由及びその状況並びに今後の対応（できるだけ詳細に記載してください）	